

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年四月二十六日

広島県収用委員会

一 起業者

広島高速道路公社

二 事業の種類

広島圏都市計画道路事業一・四・〇〇三号府中仁保道路、三・三・三一五号駅前大州線
及び三・三・〇一四号大洲橋青崎線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在地	地番	地目		面積		裁決手続を 開始する土地 の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島市南区 仁保四丁目	一二五五番	雑種 地	宅地	一九四	一九八・九四	一二〇・五七

四 土地所有者の氏名及び住所

有限会社レーシングサービス 広島市南区仁保四丁目六番九号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

広島県信用組合 広島市中区富士見町一番一七号

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成十九年四月十三日